

ファイアーウォール規制の見直しに伴う「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の一部改正について（案）に関するパブリック・コメントの結果について

令和4年6月13日

日本証券業協会

本協会では、ファイアーウォール規制の見直しに伴う「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」（以下、「規則に関する考え方」という。）の一部改正について、令和4年4月19日から同年5月18日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（2件、1社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	第4条柱書2つ目のポツ	規則第4条の柱書の「規則に関する考え方」内にある「自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず」の記載について。 例えば銀行と証券会社では、ビジネスモデルが異なり、内包されるリスクも異なる。そのことを踏まえれば、各社においては入手する法人関係情報の入手頻度や不公正取引に利用されるリスクを踏まえた上での、合理的かつ適切な管理が求められていると考えられることから、実質的にグループ内の社内規則と同一内容を他社に求めるものではないという理解で問題はないでしょうか。	社内規則については各社の実態に応じて定めていただくものであり、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と「同一の内容」であることを求めているものではありません。 なお、「合理的かつ適切な管理」がどのような措置を想定されているのかは不明ですが、法人関係情報の管理態勢については、規則第1条の「規則に関する考え方」にあるとおり、法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するため、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
			<p>に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があります。</p>
2	第4条2号※書き	<p>規則第4条第2号の「規則に関する考え方」内にある「Need to Know」に関する米国の例の記載の運用について。</p> <p>「Need to Know」とは法人関係情報、それ以外の法人情報といった情報の趣旨や性質を踏まえて、各社において適切な管理が認められているものと認識しています。(金融庁パブコメ N073 に同様の回答が示されています。)以上を踏まえると米国例の記載についてはあくまで例示として取り扱われているものであり、運用の範囲としては上記金融庁パブコメにて示された当局の考え方を超えるものではないという理解で問題ないでしょうか。</p>	<p>「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」は法人関係情報及び関連情報の管理について定めた規則であり、それ以外の情報の管理まで定めるものではありません。</p> <p>また、米国証券取引委員会（SEC）の例については、今回新たに示された「Need to know 原則」について、協会員の理解に資するための例示として記載しています。なお、当該米国証券取引委員会（SEC）の例に基づく対応を行っていれば十分というわけではなく、規則第1条の「規則に関する考え方」にあるとおり、法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するため、自社の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があります。</p>

以上